

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： 環境部清掃施設課

許認可等の名称	一般廃棄物処理手数料の減免										
根拠法令等の条項	豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第 27 条第 3 項										
法令等の定め 又は概要	【条例第 27 条第 3 項】 市長は、天災その他の規則で定める特別の理由があるときは、手数料を減免することができる。										
審 査 基 準	<p>豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物処理手数料を減免する。</p> <p>1 減免の対象 一般廃棄物処理施設に搬入するときに徴収する処理手数料</p> <p>2 減免の事由 (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 12 条に規定する生活扶助を受けていること。 (2) り災していること。 ※原則としてり災した日から起算して最大 30 日間、処理手数料を減免する。 (3) その他市長が必要と認めること。 ※詳細は、豊田市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱で定める。</p> <p>3 減免の率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の事由</th> <th>減免の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生活扶助を受けている場合</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(2) り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が2分の1以上の併用住宅である場合</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(3) り災した物件が(2)に該当しない場合</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>(4) (1)～(3)のいずれにも該当しない場合</td> <td>100%以内で市長が定める率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(4)の詳細は、豊田市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱で定める。</p> <p>4 提出書類 (1) 生活扶助を受けている場合 ア 豊田市一般廃棄物処理施設利用／利用変更許可申請書（様式第 1 号） イ 一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第 11 号） ウ 生活保護受給証明書</p>	減免の事由	減免の率	(1) 生活扶助を受けている場合	100%	(2) り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が2分の1以上の併用住宅である場合	100%	(3) り災した物件が(2)に該当しない場合	50%	(4) (1)～(3)のいずれにも該当しない場合	100%以内で市長が定める率
	減免の事由	減免の率									
	(1) 生活扶助を受けている場合	100%									
	(2) り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が2分の1以上の併用住宅である場合	100%									
	(3) り災した物件が(2)に該当しない場合	50%									
	(4) (1)～(3)のいずれにも該当しない場合	100%以内で市長が定める率									

	<p>(2) り災した場合（申請は、り災者本人又はり災者本人の家族に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 豊田市一般廃棄物処理施設利用／利用変更許可申請書（様式第 1 号） イ 一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第 11 号） ウ り災証明書 エ 搬入業者及び搬入車両の一覧表（業者を利用して搬入する場合に限る。） オ 理由書（減免期間の延長を希望する場合に限る。） <p>(3) (1) 及び (2) 以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 豊田市一般廃棄物処理施設利用／利用変更許可申請書（様式第 1 号） イ 一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第 11 号） ウ 搬入物証明書（自治区等が搬入する場合に限る。施設搬入時に都度提出すること。） エ 決定書等（豊田市不良な生活環境を解消するための条例第 2 条第 4 号に規定する「不良な生活環境」の解消及び未然防止のために行う一般廃棄物の処理の場合に限る。）
<p>設定年月日</p>	<p>平成 5 年 3 月 31 日（最終更新：令和 2 年 12 月 1 日）</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>7 日</p>